

開発協力金の負担に関する協定書

中央区（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、中央区市街地開発事業指導要綱（昭和60年5月11日60中建再発第18号）第23条第5項の規定に基づき、乙が行う開発事業に伴う同条第1項から第3項までに規定する開発協力金の負担に関し、次のとおり協定を締結する。

（対象開発事業）

第1条 本協定の対象開発事業の範囲、位置及び内容は、別紙1のとおりとする。

（開発協力金）

第2条 乙は、前条の開発事業を行うに際し、金〇〇〇〇〇円を開発協力金として負担するものとする。

（納付方法等）

第3条 乙は、前条の開発協力金として次に掲げる金額を納付期限までに、甲に対し納付するものとする。

納付金額	納付期限
円	
円	
円	

（納付手続き）

第4条 甲は、前条に掲げる納付方法に基づき、乙に対し納付の手続を指定するものとする。

（使途及び管理）

第5条 甲は、開発協力金の納付を受けたときは、使途目的に沿って適正に管理執行するものとする。

（返還）

第6条 乙から受けた開発協力金は、開発事業の中止等特段の事由がない限り返還しないものとする。

2 納付された日から6か月が経過した開発協力金については、いかなる事由があっても返還しないものとする。

(開発事業者の変更)

第7条 本協定書の締結後、開発事業者の変更が生じる場合は、乙は、変更後の開発事業者に対して本協定書の内容について説明し、了解を得るものとする。

(疑義の協議)

第8条 この協定に定める事項又はこの協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区長

乙